

たんの小史

ふるさとと端野

26

私たちのまちの生いたち

(その9)

初めての予算と税金(その2)

前回、端野村の予算と税金の中で、教育費が予算全体の54・7%、役場費が31%と記しました。この教育費と役場費で端野村の予算の85・7%を占めてしまいい残りの予算はわずかです。では、どのようにして教育以外の事業や産業の振興、生活環境の整備等の事業を行ってきたのでしょうか。

道路や橋、河川等は村民皆さんの

共同作業で

村内の道路や橋、河川の新設、改良、補修等については、村が一部の資材を負担し、地域の人たちの共同作業で行われました。

現代のように作業機械や鉄材、コンクリートなどの資材を使用するわけではなく、道路の新設は草木を人力で切り倒し、土など(火山灰や俵に土を入れた土俵、小枝など)で盛土

し、常呂川から採取した砂利等を人力で敷きました。また、道路改良や補修、河川(排水路や用水路等)の新設や補修等も、地域の方々の共同作業で行われました。

この道路や橋、河川等の新設改良等については、村が一部の資材(コンクリート管、橋の用材、コンクリートを作る石灰等)を支給し、地域の方々が「道路愛護組合」や「河川愛護組合」を結成し請負によって行う、行政と村民皆さんの共働の地域づくりが、昭和三〇年代後半まで継続されてきました。

このような村民の皆さんの自主的活動が、「地域を愛する心」・「地域を誇る心」を育て、地域共同体としての連帯性を高め、端野ならではの「まちづくり文化」を創り上げてきました。



▲新川橋渡りぞめ

大正13写

生活環境の整備は「自助」で

私たちの日常生活に欠かすことのできない、飲料水の確保やし尿処理、ゴミの処理などは、当時、水道も下水道もなく、また、ゴミ処理場もありませんでしたので、全てが個人の責任のもとに行われていました。正に、「自らの生活は、自ら守り、創り上げていく」

という、「自助」の暮らしでした。

このことが端的に見ることができるとして、端野村として分村した大正十(1921)年五月に制定された「端野村夫役現品賦課徴収規則」があります。

この規則は、裏面に記載のとおりですが、その要旨は「道路、橋、河川の整備や補修をはじめ、むらの財産(土地等)や学校運営のための資金造成の財産である土地(田、畑、山林等)の造成や管理等、または、村として取り組む事業の内、村長が必要と認めた場合には、村民の方々に出役を命じ行うことができる」というものです。

この規則により、道路や橋、河川の整備や補修のほか、様々な事業が、村民の方々の協力により行われ、その事業は、端野町の生活基盤、社会資本の礎を築いてきました。

村の財産等を管理、運営する特別会計

村には、村が所有する財産として、土地(田、畑、山林原野、宅地等)、家屋等がありますが、この財産を運用し、そこから生ずる収入を村の財源として活用するために、分村時の大正十年五月、「端野村基本財産管理規則」と「端野村基本財産特別会計規則」を制定しました。この規則により、前記の端野村一般会計予算のほか、「特別会計一般基本財産歳入歳出予算」と「特別会計端野小学校基本財産歳入歳出予算」がありました。

この規則と予算は、裏面に記したとおりです。

田中 誠

***端野村夫役現品賦課徴収規則**

- 第1条** 本村ニ於テ水利土功及基本財産造成若ハ其ノ他ノ事業ノタメノ必要場合ハ、全部又ハ一部ニ夫役現品ヲ賦課ス。
- 第2条** 夫役ハ年齢一七歳以上六〇歳未満ノ男子ヲ以テ一人トシ六〇歳以上七〇歳以下及ビ一七歳以上一七歳未満ノ男子並ニ二〇歳以上五〇歳以下ノ女子ヲ半人トス 但シ一七歳以上六〇歳未満ノ男子ハ半日ヲ以テ半人トス 夫役賦課ノ計算ハ半人未満ハ半人二人未満ハ一人ニ繰上ス
- 第3条** 夫役ハ十時間ノ労働ヲ以テ一日トシ五時間ヲ以テ半人トス 十時間未満ハ一日ニ五時間未満ハ半日ト見做ス 但シ 所定ノ労務ニ服セスシテ退役シタルモノハ此ノ限りニアラズ

- 第5条** 夫役ノ出場退役時限ハ其ノ時々定ム
- 第6条** 夫役以テハ鎌畚其ノ他必要ノ器具ヲ携帯出役セシム
- 第7条** 村長ニ於テ夫役ノ病氣其ノ他ノ事故ニヨリ労働ニ堪ヘザルモノト認ハルトキハ更ニ他ノ現品ヲ差出サシム
- 第8条** 現品ハ其ノ種類ニヨリ予メ一定ノ材料寸尺ヲ定メ之ヲ賦課シ不合格ニ当ルモノハ更ニ他ニ現品ヲ差出サシム
- 第9条** 夫役現品ハ指定ノ場所ニ差出スベキモノトス
- 附則 本則ハ大正十年度ヨリ施行ス

この夫役現品賦課徴収規則は、戦後の昭和21年までであり、住民個々ができるものは住民自身が行い、自助のまちづくりがおこなわれてきた。

***端野村基本財産管理規則（大正10年5月14日 修正可決）**

- 第1条** 基本財産ハ法令又ハ別段ノ規定アルモノノ外本規則ニヨリ管理スルモノトス
- 第2条** 現金ハ郵便貯金若ハ政府並地方公共団体ノ公債証券又ハ勸業銀行債権 拓殖銀行債権ニ替ヘ又ハ他ノ町村ニ貸付シ利殖ヲ図ルモノトス
- 第3条** 土地建物ハ直接公用ニ供スルモノ又ハ事業経営ノ用ニ供スルモノヲ除ク外ハ総テ賃貸シ利殖ヲ図ルモノトス 但シ賃貸ニ係ル規則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第4条** 公債証券ハ債権中郵便貯金局ニ預入シ得ヘキモノハ郵便貯金局ニ預入シ其ノ他ハ村長ニ於テ確實ト認ムル方法ニヨリ管理スルモノトス
- 附則 本則ハ大正十年度ヨリ施行ス

***端野村基本財産特別会計規則（大正10年5月14日 修正可決）**

- 第1条** 本村一般基本財産 学校基本財産ノ収支ハ一般会計ト区分シ各特別会計トス
- 第2条** 左ノ収入ヲ以テ歳入トス
- (1) 一般会計ニ属スルモノ
 - (2) 指定寄付金
 - (3) 不用品売却代
 - (4) 一般会計ヨリ補充金又ハ基本財産支消金
 - (5) 其ノ他基本財産造成規則ニヨリ基本財産ニ編入スベキ収入
 - 学校基本財産ニ属スルモノ
 - (1) 財産ヨリ生スジタル収入
- 第3条** 左ノ支出ヲ以テ歳出トス
- (1) 蓄積金
 - (2) 基本財産造成費
- 第4条** 明治三十八年道庁令第八十四号第三条第二項ニヨリ基本財産ヨリ生スル収入ノ全部又ハ基本財産中ノ或ル種ノ収入ノ全部ヲ一般会計ニ支消スル場合及基本財産支消金ノ全部ヲ一般会計ノ経費ニ充ツル場合ハ其ノ収入ヲ直ニ一般会計ノ歳入ニ繰入シ又ハ其ノ一部ヲ支消スル場合ハ其ノ属スル基本財産特別会計ノ歳入ニ収入シ歳出ニ於テ一般会計編入金ノ科目ヲ設ケ之ヲ支弁スルモノトス
- 附則 本則ハ大正十年度ヨリ施行ス

***端野村 大正10年度 特別会計 一般基本財産歳入歳出予算**

| | |
|----------------------|---------------|
| 歳入 | |
| 第1款 財産ヨリ生スル収入 | 320円 |
| 貸地料(畑 反当り51銭 60町步) | 306円 |
| 預金利子 14円 | |
| 第2款 雑収入 | 5円 |
| 不用品払下げ費 5円 | |
| | 計 325円 |
| 歳出 | |
| 第1款 財産蓄積金 | 325円 |
| 積立金 325円 | |
| | 計 325円 |

***端野村 大正10年度 特別会計 端野小学校基本財産歳入歳出予算**

| | |
|----------------------|------------------------|
| 歳入 | |
| 第1款 財産ヨリ生スル収入 | 533円 |
| 貸地料 125円 | 宅地3反9畝17步~102円48銭 |
| | 畑 1町3反3畝20步~20円40銭 |
| | 原野1町3反2畝~ 3銭 |
| 預金利子 101円 | 預金 2,105円57銭4厘 |
| | 年100円ニ付4円20銭 |
| 公債利子 307円 | 団体債権額面 6,050円~100円ニ付5円 |
| | 貯蓄債権額面 175円~100円ニ付3円 |
| 不用品払下代 5円 | |
| | 計 538円 |
| 歳出 | |
| 第1款 財産蓄積金 | 538円 |
| 積立金 538円 | |
| | 計 538円 |